

申請者:永田 京子

論文題目 企業結合会計をめぐる基準設定者と証券市場の論理  
—会計方法の統一化がもたらす逆説的效果—

審査員 万代勝信  
挽 文子  
廣本敏郎

本論文は、企業結合会計に係る会計処理方法の統一化に向けた世界的な動向の根底にある会計基準設定者の論理を明らかにすること、我が国における投資家の反応を株式市場を通じて実証的に分析することを目的としている。また、会計処理方法の統一化が必ずしも基準設定者の期待通りの効果を持っていない可能性があることも指摘されている。

本論文の評価できる点としては、つぎの3点が挙げられる。まず、第1に、SFAS141号および142号がなぜ導入されたかを多くの資料から分析している点である。基準設定者は、パーチェス法への統一化の理由として利用者にとっての有用性を挙げているが、むしろ基準設定者自身の利害のためであることが描き出されている。

第2に、合併の会計処理およびのれんの会計処理に関して、我が国で初めて本格的な実証研究を行っている点である。統計的技法そのものは、アメリカ等で開発されたものではあるが、それを十分に咀嚼し、我が国の状況にうまく当てはめて分析を行っている。分析結果として、恣意的な会計処理が可能な我が国での株価説明力の低下等が指摘されている。

第3に、企業結合に係る会計処理に関する財務諸表の作成者の選好を意味づける新たな仮説を提示した点である。効率的市場仮説を前提とすれば、会計処理方法を変えても、キャッシュ・フローが変わらなければ、企業価値に変化はない。それにも拘わらず、作成者はパーチェス法よりも、持分プーリング法を選好する。その理由として、作成者は、企業結合時点だけではなく、長期的視点に基づいて、すなわち将来期間の損益に対する影響を考慮して会計政策を行っている可能性があることを提示している。

本論文の問題点としては、つぎのことが挙げられる。会計政策を行うのは財務諸表の作成者であり、株式市場を通じた実証研究で直接対象とされるのは情報の発信者である作成者と受け手である投資家である。基準設定者は、両者をつなぐ橋渡しの役割を有する。本論文では、これら3者の関係が必ずしもはっきりと捉えられているとはいえない。以上のような問題点も残されているが、全体として本論文は、これを補ってあまりある優れた内容を有している。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第4条1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。